

文京区総合サービス事業実施要綱（28文福高第688号平成28年7月29日区長決定）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第32条（略）</p> <p>付 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 なお、第28条第3項に規定する支給額は、平成30年8月1日より適用する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第32条（略）</p> <p>付 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 なお、第28条第3項に規定する支給額は、平成30年8月1日より適用する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</p>
<p>別表第1（略）</p>	<p>別表第1～別表第2（略）</p>

別表第2（第11条・第17条関係）

※ 下線は、法令順守事項

※ 表中の人員の資格要件に特段の定めがないものについては、訪問介護及び通所介護における資格要件を準用する。

1 介護予防訪問型サービス

基準	国基準	区独自基準
人員	① 管理者※1 常勤・専従1人以上 ② 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ③ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 ※1 支障がない場合、他の同一敷地内の他事業者等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能	① 管理者※ 専従1人以上 ② 従事者 必要数 【資格要件】 訪問介護員等、生活援助従事者研修修了者、入門的研修修了者又は区の研修受講者 ③ 訪問事業責任者 従事者のうち、利用者50人に1人以上（従事者と兼務可） 【資格要件】 従事者に同じ ※ 支障がない場合、他の同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備	① 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ② 必要な設備・備品	
運営	① 運営規程等の説明・同意 ② 提供拒否の禁止 ③ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④ 秘密保持等 ⑤ 事故発生時の対応 ⑥ 廃止・休止の届出と便宜の提供等	① 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ② 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ③ 事故発生時の対応 ④ 廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤ 運営規程等の説明・同意（努力規定）
事務	⑦ 訪問介護計画書の作成	

別表第2（第11条・第17条関係）

※ 下線は、法令順守事項

※ 表中の人員の資格要件に特段の定めがないものについては、訪問介護及び通所介護における資格要件を準用する。

1 介護予防訪問型サービス

基準	国基準	区独自基準
人員	① 管理者※1 常勤・専従1人以上 ② 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ③ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 ※1 支障がない場合、他の同一敷地内の他事業者等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能	① 管理者※ 専従1人以上 ② 従事者 必要数 【資格要件】 訪問介護員等又は区の研修受講者 ③ 訪問事業責任者 従事者のうち、利用者50人に1人以上（従事者と兼務可） 【資格要件】 従事者に同じ ※ 支障がない場合、他の同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備	① 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ② 必要な設備・備品	
運営	① 運営規程等の説明・同意 ② 提供拒否の禁止 ③ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④ 秘密保持等 ⑤ 事故発生時の対応 ⑥ 廃止・休止の届出と便宜の提供等	① 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ② 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ③ 事故発生時の対応 ④ 廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤ 運営規程等の説明・同意（努力規定）
事務	⑦ 訪問介護計画書の作成	

別表第2の2～第4 （略）

別表第4 （略）

別記様式1号～別記様式9号 （略）

別記様式1号～別記様式9号 （略）